

●預金口座振替規定

1. 私が、朝日生命に支払うべき生命保険料について、貴行（金庫、組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引落としのうえお支払ください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の引落としに当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書は提出しません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. この契約は、貴行（金庫、組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
5. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴行（金庫、組合）の責によるものを除き貴行（金庫、組合）にはご迷惑をかけません。
6. この取扱いの開始は、朝日生命の事務手続きが完了してからでさしつかえありません。

ゆうちょ銀行の場合は、自動払込み規定が適用されます。